

「週休 2 日取得モデル工事」の実施に伴う工期設定の考え方

建設現場の「週休 2 日」の実現に取り組むには「適切な工期」の設定について、より具体的な運用が必要となることから工事設計については「週休 2 日取得モデル工事」を施行するにあたり、次のとおり運用する。

1 用語の定義

(1) 週休 2 日

工事着手日から工事完成日までの期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。毎週 2 日の休日を確保することをいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、その他の不稼働日は含まない。

(2) 工期

工事の開始から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

(3) 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)巡回パトロールや保守等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状況をいう。

(4) 施行に必要な実日数

作業ごとに必要な実日数の積上げであり、作業日当たり標準作業量と数量、施工の諸条件(施工パーティ数、施工時間など)により算出される実日数とする。

(5) 不稼働日

雨休日(休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日)、降雪期、出水期や現場状況(地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等)を考慮した作業不能日数をいう。

(6) 後片付け期間

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

2 工期の設定

(1) 準備期間

準備に要する期間を設定する。主たる工種区分毎に最低限必要な日数は次のとおりとする。ただし、工事規模や地域の状況に応じて設定すること。

主たる工種区分に該当しない工種については「30日」を最低必要日数として工事内容に合わせて設定すること。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事※	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事※	30日
PC橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日		
舗装工事（新設）	50日		
舗装工事（修繕）	60日		

※通年維持工事は除く。

(2) 雨休率

休日と降雨降雪日の年間発生率を設定する。

休日は、土日・祝日・年末年始休暇及び夏季休暇とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日とし、過去5ヶ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出する。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから地域毎に設定することが望ましいが地域毎に雨休率の算出が困難な場合は「0.7※」を使用して算出して良いものとする。

※「0.7」：東京の過去5ヶ年（H23～H27）の平均値より算出。

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出（例）

$$\begin{aligned} \text{不稼働日数} &= \text{施工に必要な実日数 (100日)} \times 0.7 \text{ (雨休率)} \\ &= 70 \text{ 日} \end{aligned}$$

(3) その他の不稼働日

休日及び降雨降雪日以外の不稼働日数には次の事項を考慮する。

○工事の性格の考慮

- 出水期等の中断期間による作業不能期間
- 関係機関との協議状況による作業不能期間
- 関連工事の進捗状況等による作業不能期間
- 交通事情による作業不能期間

○地域の実情の考慮

- 地域の祭り等による作業不能期間
- 地元調整等による作業不能期間

○その他

- 外的要因による作業不能期間

(4) 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから「20日」を最低限必要な日数として工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

(5) 工期設定日数の確認

上記(2)～(5)により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比較して妥当性を確認すること。

ただし、その地域や工事箇所の特性等から工種や工事規模及び規模が同じであっても必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意しなければならない。